

a. データの特長

全民健康保険の給付申請データには、以下に記載するいくつかの特長がある。

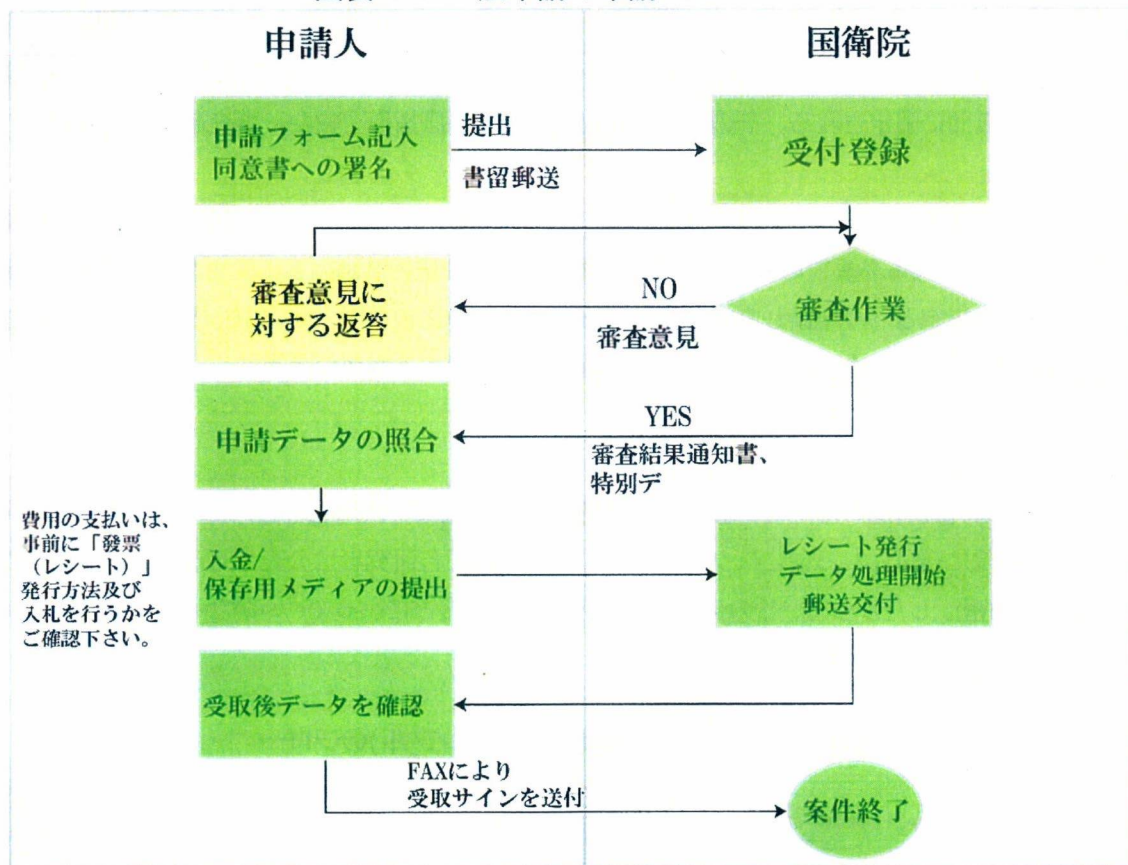
1. 低コスト：調査訪問、特別調査または既往歴検索より安価であり、さまざまな要件に応じたデータ抽出が可能である。
2. ほぼ全人口 (>97%) を網羅：全国的な分析が可能である。
3. 膨大な観察値の収集が可能：発症率の希少な重要疾患の早期発見への利用が可能である。これら疾患には膨大な医療資源を費やす必要のある場合が多く、罹患人口集団の研究を行う上でも、また所在地の異なる各医療機関の研究においても、給付申請データは高い質を持つものであると言える。
4. 試験逸脱率、思い出しバイアス (Recall bias) および被験者バイアス (Participation bias) の低減が可能である。
5. データの長期的な追跡が可能：1996 年以降、現在に至るまでの多元的かつ横断的な研究、長期的なモニタリングが可能で、また特定のグループを抽出したコホート研究も可能である。
6. 詳細な医療記録：給付請求する全医療項目が申請データ上に記録されており、いずれの医療行為提供者がどのような医療行為を提供したのか、またそれら医療行為者の基本情報を知ることが可能である。
(別添資料 1・2 も参照)
7. データ相互間のリンケージが可能：医療機関および医師の基本情報をデータ接合し、また医療機関での外来診療および入院データを相互に接合することが可能である。

b. 申請方法

ア. 一般申請

一般申請には原則として、申請から審査結果通知まで一ヶ月、必要である(特別データ処理申請は、各申請内容、案件の複雑さなどにより異なる)。通常では、専門家による審査期間は10営業日以内である。データ処理は、費用支払い後28営業日以内である。

図表-14. 一般申請の申請フロー



※出典:http://w3.nhri.org.tw/nhird/apply_01.htm (國家衛生研究院ホームページ)~日本語に翻訳

学術研究関係の申請に関しては、國家衛生研究院はデータ提供と同時に、研究計画のテーマ及びその概要を対外に公開することと決められている。全民健康保險研究資料庫の利用者は、国衛院より提供されたデータを受取日から起算して満三年までに、国衛院へ返還しなければならない。

申請の資格者は、国家認可の国内公立・私立大学、政府関連業務団体、または非営利研究機構(総合教育病院含む)の講師、技師(或いはそれらに相当する職務)、助教(Assistant Research Fellow)、専門医資格保有者等の職務の人間に限定される。その他「全民健康保險資料庫指導委員会」の審査を通過した人間にも資格が与えられる。

申請書のフォームは、添付資料を参照されたい(データベース使用申請書、研究計画、使用同意書、申込者の個人資料表から成っている)。一次守秘加工データを二次守秘加工データに更新する場合は、データ更新申請書を記入しなければならない。資料庫利用者は、職務や研究計画内容に変更が生じた場合、新た

に申請書を記入し、規定どおり申請し直す必要がある。上記の申込書を記入し、申込人の署名及び申込人所属団体、部署の上司の同意を得た署名を付し、書留により提出しなければならない。

イ. 特別データ処理申請

特別データ処理申請に基づいて作成したデータは、国衛院によりデータ完成2年後に公開し、発行される。学术界研究関係の申請に関し、国衛院は当該データを提供すると同時に、当該研究計画テーマ及び概要を公表する。利用者は、データ提供の受取日から満三年の日の前日までに、当該データを国衛院へ返還しなければならない。

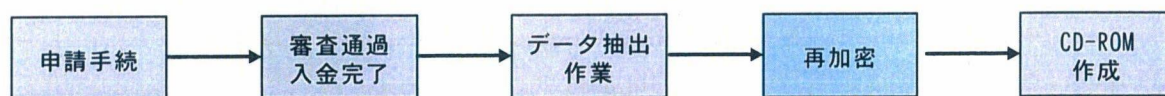
申請資格者は、国家認可の国内公立・私立大学、政府関連業務団体、または非営利研究機構（総合教育病院含む）の講師、技師（或いはそれらに相当する職務）、助教（Assistant Research Fellow）、専門医資格保有者等の職務の人間に限定される。その他「全民健康保険資料庫指導委員会」審査通過した人間も、有資格者となる。

特別データの処理申請にあたっては、一般申請と同じ申請書フォームのほか、特別データ処理申請書(特殊需求申請単)への記入も必要である。資料庫の利用者は職務や研究計画内容に変更が生じた場合、新たに申込書を記入し、規定どおり申請し直す必要がある。上記の申込書を記入し、申込人の署名及び申込人所属団体、部署の上司の同意を得た署名を付し、書留により提出する必要がある。

c. 個人データの保護

全民健康保険研究資料庫のなかで、患者や医療提供者(医療機関や医師を含む) を特定することが可能なデータは、国衛院に送付される前にスクランブルがかけられ、各研究者に公表される前にも再度スクランブルされる(再加密)。したがって、このデータベースを用いることによって、いかなるレベルにおいても、個人を特定化することは不可能である。

図表-15. データ再加密(再スクランブル)のフロー



※出典: http://w3.nhri.org.tw/nhird/brief_04.htm (國家衛生研究院ホームページ)~日本語に翻訳

データベースあるいはそのデータの一部の利用を希望する全ての研究者には、患者や医療提供者のプライバシーを潜在的に侵す可能性がある情報を獲得する意思がないことを宣言する、書面での合意事項に署名することが、義務付けられている。研究プロジェクトを遂行する必要がある台湾国民のみが、データベース利用を申請することができる。

データベースの利用は、研究目的のみに限定されている。申請者は、「電腦處理個人資料保護法(Computer-Processed Personal Data Protection Law)に日本語訳を示す」の規定、および国衛院と中央健康保険局の関連する規制に従わなければならない。申請書を提出する前に、申請者とその監督者は、合意事項に署名しなければならない。データの公表以前に、全ての申請書が審査を受けることになる。

現在は、少数の研究者への提供を除き、患者、医師および医療機関コードなど対外的に提供するデータ

はすべて変換プログラムによって暗号化されており、その他衛生および生命科学データとの統合ができないようになっている。しかし、各種申請データの業務ポイントの取り決めを行ったとしても、なお学術研究におけるデータの外部漏洩、あるいはデータ管理機構の不存在などの懸念は残る。さらに研究者が遵守すべき統一的な原則も設けられていないのが実情である。

現在、国家衛生研究院が提供する健康保険給付データについては、データに記録される機構、機関および個人の身分証明書番号をすべて暗号化し、その他関連を有するデータベースにリンケージすることができないようになっている。よって、衛生署が保有する衛生関連データ、あるいは研究者が研究のために収集した個人データは、国家衛生研究院のデータと相互にリンケージができない。

全民健康保険研究資料庫 (日本語翻訳版)

特別データ処理申請書

説明：

1. 申請人が提出した研究計画に必要なデータを、当研究院による審査終了後に、特にデータを部分的に抽出・抜粋してから提供する必要がある場合のことを言います。必ずデータの抽出条件を明示し提出して下さい（抽出方法含む）。
2. レジストレーションファイル、システムティックサンプリング、サブジェクトスペシフィックデータセットのCD-ROMに必要なデータがすでに存在する場合は申請をお控え下さい。
3. 部分的に守秘のための加工しており、外部データとの連結ができない状態にありますので、当資料庫の利用制限を十分ご理解のうえご利用下さい。
4. 審査する上で重要な参考になりますので、できるだけ内容を詳細にお書きください（用紙が足りない場合は別の紙に書き提出して下さい）。

一、研究計画・テーマ	
二、ファイル名 (必要なファイルをレ点チェックして下さい。)	<input type="checkbox"/> 外来治療処方箋及び治療明細ファイル (CD) <input type="checkbox"/> 外来治療処方・箋医師診断明細ファイル (00) <input type="checkbox"/> 入院医療費明細書ファイル (DD) <input type="checkbox"/> 入院医療費・医師診断リスト明細ファイル (D0)
三、必要データの日付	年 月 から 年 月
四、データ抽出条件説明 (コード定義表の可変項目名を用いて抽出条件を説明)	
五、抽出するデータと研究内容の関連性についての説明	

六、当該研究計画は関連機関・団体からの助成金の有無	<input type="checkbox"/> はい <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 国科会研究計画、計画整理番号 <input type="checkbox"/> 国衛院研究計画、計画整理番号 <input type="checkbox"/> 衛生署研究計画、計画整理番号 <input type="checkbox"/> その他。説明_____ <input type="checkbox"/> いいえ			
七、期待される貢献				
八、抽出データの早期公開を希望するか	将来において、抽出データの抽出条件及び内容を二年以内にサブジェクトスペシフィックデータセット方式により公開し、国衛院が他の研究者の申請を受け、その使用に供することを同意するか <input type="checkbox"/> 同意する データ取得後_____年（月）後に、国衛院が他の研究者の使用に供することを同意する。 <input type="checkbox"/> 同意しない （注：「全民健康保険研究資料庫利用申請規約」により、抽出データ処理完了より二年後に、国衛院は当該データを公開し、発行できると定められています）			
九、過去に健康保険研究資料庫の利用歴の有無	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい （下記の質問にお答えください） データの提供元 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 健保局 <input type="checkbox"/> 国衛院 申請者_____ 申請時の研究テーマ_____ 申請データの分類（複数可） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> レジストレーションファイル <input type="checkbox"/> システムティックサンプリング <input type="checkbox"/> サブジェクトスペシフィックデータセット <input type="checkbox"/> 保険金給付保証対象者ランダムサンプリングファイルデータ <input type="checkbox"/> 特別データ処理 			
連絡先	名前 所属 機関・団体		電話 電子 メール	

**全民健康保險研究資料庫
資料增值服務
使用申請書**

編號：_____

所屬類別	申請類別
<input type="checkbox"/> 非學術界研究類 <input type="checkbox"/> 學術界研究類	<input type="checkbox"/> 一般申請（須填寫光碟清單） <input type="checkbox"/> 特殊需求（須填寫特殊需求申請單）

申請者資料			
姓名		職稱	
服務機構		身分證字號	
服務單位		聯絡電話	
E-mail			
聯絡地址			
研究主題			

共同參與研究人員清冊（不足請另紙填附）			
姓名	機構/單位	職稱	聯絡電話/ E-mail

實際處理資料人員清冊（不足請另紙填附）			
姓名	機構/單位	職稱	聯絡電話/ E-mail

資料灌裝機台數：以壹台為限，超過壹台者或申請人與實際處理資料人員不同機構、單位時，請說明資料灌裝台數、地點、及原因，一併提出送審。

說明：

再加密方式

依申請案別

依申請人別，請檢附下列資料：

1. 申請人現職須為學術研究職務者，請附申請人簡歷（學、經歷、研究領域、代表著作等）。
2. 申請人須使用二次(含以上)本資料庫加值資料進行研究者，方可申請。請附申請使用本加值資料之紀錄，申請加值資料可查詢申請資料查詢系統 <http://registry.nhri.org.tw/cd/index.asp> 網頁。
3. 請列舉過去五年內，申請人利用本加值資料進行研究發表於 SCI、SSCI、TSSCI 之 journals，或國科會認可之優良期刊之論文清單。
4. 服務申請案為國科會，或其他政府機關、學術研究機構之研究計畫，請提出相關資料（如：國科會核定清單等）佐證。
5. 如有特殊原因，不符合上述任一規定者，請提出說明。（請另紙填附）

研究計畫摘要

一、請選擇所屬研究領域： <input type="checkbox"/> 公共衛生學 <input type="checkbox"/> 社會學科 <input type="checkbox"/> 醫管、衛政 <input type="checkbox"/> 護理 <input type="checkbox"/> 醫學 <input type="checkbox"/> 醫學工程 <input type="checkbox"/> 藥學 <input type="checkbox"/> 環境醫學 <input type="checkbox"/> 經濟、企管 <input type="checkbox"/> 資訊 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 統計 <input type="checkbox"/> 其他_____
二、研究計畫主題：
三、計畫執行年限：
四、研究計畫摘要：(以一頁為限)

使用同意書

本人 _____ 任職於(單位名稱) _____ 茲向財團法人
國家衛生研究院申請「全民健康保險研究資料庫」(以下簡稱本資料庫)資料檔案作為
(研究主題) _____

研究之用，並同意恪遵下列事項：

1. 本人同意使用本加值資料或發表使用本加值資料之研究成果時必須遵守「電腦處理個人資料保護法」及相關法令之規定，不得侵犯個人隱私，亦不得藉以辨識個別單位。
2. 本人已閱讀「國家衛生研究院全民健康保險研究資料庫資料加值服務處理原則」，對加值資料使用及研究成果，本人同意完全遵照「國家衛生研究院全民健康保險研究資料加值服務處理原則」及相關規定辦理。
3. 本人同意加值資料檔案僅限申請書所列共同參與研究人員使用，且負責監督使用加值資料人員遵守使用相關規定，本人願意對共同參與研究人員使用加值資料之行爲擔負連帶保證責任。
4. 本人同意遵守除將加值資料下載至工作電腦主機外，未經同意，不得以任何方式複製加值資料檔案，亦不得將加值檔案提供給研究以外之他人使用。
5. 本人同意加值資料之利用以研發爲目的，不得作爲其他用途。
6. 本人同意發表論文時，於「Acknowledgment」或其他適當章節標示資料來源及如下文字：

「本研究部分資料來源爲衛生署中央健康保險局提供、財團法人國家衛生研究院管理之『全民健康保險研究資料庫』。文中任何闡釋或結論並不代表衛生署中央健康保險局、或財團法人國家衛生研究院之立場。」

“This study is based in part on data from the National Health Insurance Research Database provided by the Bureau of National Health Insurance, Department of Health and managed by National Health Research Institutes. The interpretation and conclusions contained herein do not represent those of Bureau of National Health Insurance, Department of Health or National Health Research Institutes.”

7. 如違反任何相關法令規定所致一切後果，由本人負全部責任。
8. 本使用同意書之適用法律以中華民國法律爲準據法，本人同意如有訴訟，以臺灣苗栗地方法院爲第一審管轄法院。

本人確認已詳細閱讀相關規定，完全瞭解其內容，並同意遵守之。

申請人簽章： _____ 日期：民國 _____ 年 _____ 月 _____ 日

單位主管/

機關首長簽章： _____ 日期：民國 _____ 年 _____ 月 _____ 日

個人資料表

一、基本資料：

簽名：_____

中文姓名		英文姓名	
			(Last Name) (First Name) (Middle Name)
國籍		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女

二、主要學歷 請填寫最高學歷，若仍在學者，請在學位欄填「肄業」。

學校名稱	國別	主修學門系所	學位	起訖年月(西元年/月)
				自____/____至____/____

三、現職及與專長相關之經歷

服務機構	服務部門/系所	職稱	起訖年月(西元年/月)
現職：			自____/____至____/____
經歷：			自____/____至____/____
			自____/____至____/____
			自____/____至____/____
			自____/____至____/____
			自____/____至____/____

四、專長 請自行填寫與研究方向有關之學門及次領域名稱。

1.	2.	3.	4.
----	----	----	----

五、著作目錄：若期刊屬於 SCI、EI、SSCI、A&HCI、TSSCI 等時，請註明。

個人情報コンピュータ処理保護法（日本語翻訳版）

2005年8月11日公布

第一章 総則

第一条 個人情報のコンピュータ処理の規範とし、人格権の侵害を防ぎ、個人情報の合理的利用を促進すべく、特に当法を制定した。

第二条 個人情報の保護は、当法の規定に依る。その他法律に別の規定がある場合は、その規定に依る。

第三条 当法における用語の定義

一、個人情報：自然人の氏名、出生年月日、身分証明書番号、特徴、指紋、婚姻、家庭、教育、職業、健康、病歴、財務状況、社会活動及びその他該当者を識別するに足る資料。

二、個人情報ファイル：特定の目的に依り、電磁的記録物或いはその他類似メディアに保存した個人情報の集合。

三、コンピュータ処理：コンピュータ或いは自動化機器を使用した資料の入力、保存、編集、訂正、検索、削除、出力、伝送或いはその他の処理。

四、収集：個人情報ファイルを作成するために取得した個人情報。

五、利用：公務機関或いは非公務機関がその保有する個人情報ファイルを内部で使用或いは当事者以外の第三者に提供すること。

六、公務機関：法に依り公権力を行使する中央或いは地方機関。

七、非公務機関：前項以外の以下事業、団体或いは個人：

(一) 興信業及び個人情報の収集或いはそのコンピュータ処理を主な業務とする団体或いは個人

(二) 病院、学校、電信業、金融業、証券業、保険業及びマスメディア業

(三) その他法務部が中央目的事業主管機関と合同で指定する事業、団体或いは個人。

八、当事者：個人情報の本人。

九、特定目的：法務部が中央目的事業主管機関と合同で定めるもの。

第四条 当事者がその個人情報に関し、当法の規定に依り行使する以下の権利は、事前に放棄
或いは特約に依り制限してはならない。

一、問合せ及び閲覧請求。

二、コピーの請求。

三、補足或いは訂正の請求。

四、コンピュータ処理及び利用の停止請求。

五、削除請求。

第五条 公務機関或いは非公務機関により情報処理の委託を受けた団体或いは個人は、当法の
適用範囲内で、委託機関と同一と見なす。

第六条 個人情報の収集或いは利用は、当事者の権益を尊重し、誠実と信用を以ってこれに当
たり、特定目的の必要範囲を越えてはならない。

第二章 公務機関の情報処理

第七条 公務機関は個人情報の収集或いはコンピュータ処理に関し、特定の目的がなく、以下
の状況にない場合は、これを行ってはならない。

一、法令の規定する職務必要範囲内にあるもの。

二、当事者が書面で同意したもの。

三、当事者の権益を侵害する恐れのないもの。

第八条 公務機関の個人情報の利用は、法令の規定する職務必要範囲内とし、また収集の特定
目的と符号しなければならない。但し、以下の状況にある場合は、特定目的外の利用としてよ
い。

一、法令が明文で規定するもの。

二、正当な理由があり、内部でのみ使用するもの。

三、国家の安全を守るために利用される場合。

- 四、公共の利益を増進するために利用される場合。
- 五、当事者の生命、身体、自由或いは財産上の差し迫った危険を防ぐため利用される場合。
- 六、他人の権益に対する重大な危害を防止するために必要な場合。
- 七、学術研究上必要であり、当事者の重大な利益に危害を加えない場合。
- 八、当事者の権益に有益な場合。
- 九、当事者が書面で同意した場合

第九条 公務機関は、個人情報の国際伝送及び利用に関し、関連法令に依りこれを行う。

第十条 公務機関が個人情報ファイルを保有する場合、政府公報或いはその他適切な方法により以下事項の公告を行う。変更がある場合も同様。

- 一、個人情報ファイル名称。
- 二、保有機関の名称。
- 三、個人情報ファイルの利用機関の名称。
- 四、個人情報ファイル保有の根拠及び特定目的。
- 五、個人情報の類別。
- 六、個人情報の範囲。
- 七、個人情報の収集方法。
- 八、個人情報の通常伝送先及び受取人。
- 九、個人情報を国際伝送する際の直接受取人。
- 十、問合せ、訂正、閲覧等申請を受理する機関の名称と住所。

前項第五款の個人情報の類別は、法務部と中央目的授業主管機関が合同で決定する。

第十一条 以下各款の個人情報ファイルは、前条の規定を適用しなくてよい。

- 一、国家の安全、外交、軍事機密、全体的経済利益或いはその他国家の重大な利益に関する場

合。

二、司法院大法官の審理案件、公務員懲戒委員会の審議懲戒案件及び裁判所が調査、審理、裁判、執行或いは処理する非訟事件の業務事項に関する場合。

三、犯罪予防、刑事捜査、執行、矯正、或いは保護処分或いは更正保護事務に関する場合。

四、行政罰及びその強制執行事務に関する場合。

五、出入国管理、安全検査或いは難民査証事務に関する場合。

六、徴税事務に関する場合。

七、公務機関の人事、勤務、給与、衛生、福利或いはその関連事項に関する場合。

八、試験的なコンピュータ処理に提供する場合。

九、公報公告前に削除する予定のもの。

十、公務連絡用に、当事者の氏名、住所、金銭と物品の往来等必要事項のみを記録している場合。

十一、公務機関職員が、個人職務を執行する目的で、機関内部で使用し、単独で作成した場合。

十二、その他法律で特別の規定のある場合。

第十二条 公務機関は、当事者の請求に依り、その保有する個人情報ファイルに関する問合せに答え、閲覧或いはコピーの作成を認める。但し、以下の場合は、この限りとしない。

一、前条により、公告しない場合。

二、公務の執行に支障を来す恐れのある場合。

三、第三者の重大な利益に損害を与える恐れのある場合

第十三条 公務機関は、個人情報の正確性を維持し、職権或いは当事者の請求に依り、適時に訂正或いは補充を行う。

個人情報の正確性に争議がある場合、公務機関は職権或いは当事者の請求に依り、コンピュータ処理及び利用を停止する。ただし、職務の執行に必要であり、争議の明記或いは当事者の書面による同意がある場合は、この限りとしない。

個人情報のコンピュータ処理の特定目的が消失或いは期限が満了した場合、公務機関は職権或いは当事者の請求に依り、該資料のコンピュータ処理及び利用を削除或いは停止する。ただし、職務の執行に必要或いは当法の規定に依り目的を変更した或いは当事者の書面による同意がある場合は、この限りとしない。

第十四条 公務機関は冊子を設置し、第十条第一項の公告事項を記載し、閲覧用とする。

第十五条 公務機関は当事者の当法の規定に依る請求を受理し、30日以内にこれを処理する。該期間内に処理しない場合は、その原因を書面にて請求人に通知する。

第十六条 個人情報を問合せる、或いは閲覧を請求する、或いはコピーを作成する場合、公務機関はその費用を徴収できる。前項費用の金額は、各機関が設定する。

第十七条 公務機関が個人情報ファイルを保有する場合、別に担当者を指定し、関連法令に依り安全に保護事項を執行させ、個人情報の窃盗、改竄、破損、損失或いは漏洩が起らないようにする。

第三章 非公務機関の情報処理

第十八条 非公務機関は、個人情報の収集或いはコンピュータ処理に関し、特定の目的がなく、以下の情況にない場合は、これを行ってはならない。

- 一、当事者の書面による同意がある場合。
- 二、当事者と契約或いは契約に類似する関係にあり、当事者の権益を侵害する恐れのない場合。
- 三、すでに公開された資料であり、当事者の重大な利益に損害を与えない場合。
- 四、学術研究に必要であり、当事者の重大な利益に損害を与えない場合。
- 五、当法第三条第七款第二目に関する法規及びその他法律に特別に規定のある場合。

第十九条 非公務機関が、目的事業主管機関の当法に依る登記と許可証の発給を受けていない場合、個人情報の収集、コンピュータ処理或いは国際伝送及び利用を行うことはできない。

興信業及び個人情報の収集或いはコンピュータ処理を主な業務とする団体或いは個人は、目的事業主管機関の許可、登記及び許可証の発給を受けなければならない。

前二項の登記手続き、許可に必要な条件及び費用の基準については、中央目的事業主管機関が定める。

第二十条 前条の登記を申請するには、申請書を準備し、以下の事項を記載すること。

一、申請人の氏名、住居。法人或いは法人団体の場合は、その名称、主事務所、分事務所或いは営業所及びその代表者或いは管理人の氏名、住居。

二、個人情報ファイル名称。

三、個人情報ファイル保有の特定目的。

四、個人情報の類別。

五、個人情報の範囲。

六、個人情報ファイルの保有期限。

七、個人情報の収集方法。

八、個人情報ファイルの利用範囲。

九、個人情報を国際伝送する際の直接受取人。

十、個人情報ファイル保護責任者の氏名。

十一、個人ファイル安全保計画。

前項の記載事項に変更がある場合は、変更後15日以内に変更登記を申請する。業務終止時には、終止事項の発生時から1ヶ月以内に終止登記を申請する。

前項の業務終止登記を申請する際、その保有する個人情報の処理方法を目的事業主管機関に報告し、許可を得る。

第一項第三款の特定目的と第四款の資料の類別は、法務部と中央目的事業主管機関が合同で定める。

第一項第十一款の個人情報ファイルの安全保護計画の基準及び第三項の処理方法は、中央目的事業主管機関が定める。

第二十一条 前条の申請登記が許可された後、非公務機関は前条第一項第一款から第十款の事項を政府公報に公告し、当地の新聞に掲載する。

第二十二条 非公務機関は、冊子を設置し、第十条第一項第一款から第十款の事項をを記載し、

閲覧用とする。

第二十三条 非公務機関は、個人情報の利用に関し、収集の特定目的の必要範囲内とする。但し、以下の状況にある場合は、特定目的外の利用としてよい。

- 一、公共の利益を増進する場合。
- 二、当事者の生命、身体、自由或いは財産上の差し迫った危険を取り除く場合。
- 三、他人の権益の重大な危害を防止するために必要な場合。
- 四、当事者が書面により同意した場合。

第二十四条 非公務機関が、個人情報の国際送信及び利用に関し、以下の状況にある場合、目的事業主管機関はこれを制限することができる。

- 一、国家の重大な利益に関わる場合
- 二、国際条約或いは協定に特別の規定のある場合。
- 三、受取り国が個人情報の保護に関する十分な法令を有さず、当事者の権益に損害を与える恐れのある場合。
- 四、迂回する方法で、第三国に個人情報を伝送及び利用し、当法を逃れようとした場合。

第二十五条 目的事業主管機関は、必要に応じ証明文書を携帯した人員を派遣し、許可或いは登記を受ける非公務機関に対し、当法の規定する関連事項について、関連資料の提供或いはその他必要な協力措置を命じ、また検査を行うことができる。当法の規定に違反する資料を見つけた場合は、差し押えることができる。

前項の命令、検査或いは差し押さえに対し、非公務機関は逃避、妨害或いは拒絶することができない。

第二十六条 第十二条、第十三条、第十五条、第十六条第一項及び第十七条の規定は、非公務機関で準用する。

非公務機関が準用する第十六条第一項の規定する費用徴収の基準は、中央目的事業主管機関が規定する。

第四章 損害賠償及びその他救済

第二十七条 公務機関が当法規に違反し、当事者の權益に損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。但し、損害が天災、事変或いはその他不可抗力による場合は、この限りとしない。

被害者は非財産上の損害であっても、相当金額の賠償を請求できる。名誉が侵害された場合は、名誉回復の適切な処分を請求できる。

前二項の損害賠償の総額は、一人一事件新台幣ドル二万元以上十万元以下として計算する。但し、損害額が該金額を上回ることを証明できる場合は、この限りとしない。

同一原因の事実に基づき、当事者が損害賠償責任を負う場合、その合計の最高総額は新台幣ドル二千万を限りとする。

第二項の請求権は、譲与或いは継承することはできない。但し、金額賠償の請求権が、契約に依り承諾済み或いは起訴済みの場合は、この限りとしない。

第二十八条 非公務機関が当法の規定に違反し、当事者の權益に損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。但し、故意或いは過失ではないことが証明された場合は、その限りとしない。

前項の規定に依り賠償を請求する場合は、前条第二項から第五項の規定を適用する。

第二十九条 損害賠償の請求権は、請求権人が損害を受けたことを知り、義務人を賠償してから、二年間行使しない場合は消滅する。損害が発生してから五年経過した場合も同じとする。

第三十条 損害賠償に関し、公務機関は当法の規定以外に、国家賠償法の規定を適用する。非公務機関は民法の規定を適用する。

第三十一条 当事者は公務機関に対し、第四条の定める権利を行使する。拒否或いは第十五条の定める期限内に処理しない場合、当事者は拒否或いは期限満了後二十日以内に、書面によりその監督機関に適切な処理を行うよう請求できる。

前項の監督機関は、請求を受けてから二ヶ月以内に、処理結果を書面により請求人に通知する。

第三十二条 当事者が非公務機関に対し、第四条の定める権利を行使し拒絶された場合、当事者は拒絶後或いは期限満了後二十日以内に、書面により目的事業主管機関に適切な処理を行うよう請求できる。

前項の事業主管機関は、請求を受けてから二ヶ月以内に、処理結果を書面にて請求人に通知する。請求に理由があると認めた場合、期限を決め非公務機関に改正を命じる。

第三十三条 意図的に営利のため、第七条、第八条、第十八条、第十九条第一項、第二項、第二十三条の規定或いは第二十四条の制限命令に違反し、他人に損害を与えた場合、二年以下の有期刑、拘禁刑、或いは新台幣ドル四万元以下の罰金を併せて科す。

第三十四条 自己或いは第三者の不法な利益の為に或いは他人の利益に損害を与える目的で、個人ファイルの不法な輸出、干渉、変更、削除を行い、或いはその他不法な手段により、個人情報ファイルの正確性を妨害し、他人に損害を与えた場合は、三年以下の有期刑、拘禁刑、或いは新台幣ドル五万元以下の罰金を科す。

第三十五条 公務員が職務上の権力、機会或いは方法を借用し、前二条を犯した場合、その刑を二分の一加重する。

第三十六条 本章の罪は、告訴乃論 (no trial without complaint) でなければならない。

第三十七条 本章の罪は、その他法律により重い処罰の規定がある場合は、その規定に従う。

第三十八条 以下の事情がある場合、目的事業主管機関は責任者に新台幣ドル二万元以上十万元以下の罰金を科し、期限を決め改正させる。期限を過ぎても改正しない場合は、その都度処罰する。

一、第十八条の規定に違反した場合。

二、第十九条第一項或いは第二項の規定に違反した場合。

三、第二十三条の規定に違反した場合。

四、第二十四条の制限命令に違反した場合。

前項第一款、第三款或いは第四款の状況にあり、程度が深刻な場合は、当法に依る許可或いは登記を撤回することができる。

第三十九条 以下の状況にある場合、目的事業主管機関は、期限を決め改正させる。期限を過ぎても改正しない場合は、責任者に対し新台幣ドル一万元以上五万元以下の罰金をその都度に科す。

一、第二十条第二項の規定に違反した場合。

二、第二十一条当地の新聞への掲載に関する規定に違反した場合。

三、第二十二条の規定に違反した場合。